

令和4年度		委託設計書		課長	担当課長	係長	担当
令和4年6月21日 設計							
設計コード		04DA0260					
設計課	営繕課	主管課	青少年教育担当				
1. 委託名称		明石市立少年自然の家屋内運動場棟耐震診断ほか業務委託					
2. 委託内容	調査	・敷地調査 ・土質調査 ◎建物、その他調査 ◎予備調査 ・1次調査 ・2次調査 ◎精密調査					
	耐震診断	・第1次診断 ◎第2次診断以上					
	評価	◎耐震診断の評価 ◎耐震改修計画の評価					
	耐震補強計画	◎耐震補強計画、工事費概算見積					
	耐震補強設計	◎耐震補強実施設計、積算、構造図作成					
	実施設計	◎建築 (◎意匠 ◎構造) ◎電気設備 ◎機械設備					
	積算	◎建築 (◎意匠 ◎構造) ◎電気設備 ◎機械設備					
	その他	◎外壁仕上塗材アスベスト調査					
		※ 委託該当項目は、◎印の入ったものを適用する。					
3. 委託期限		契約の翌日より、令和5年3月10日までとする。					
4. 支払条件		委託業務完了後一括支払い。ただし、契約金額の内、評価手数料に関しては、業務完了前であっても請求することができる。					
5. 建物概要		・施設名称 少年自然の家 屋内運動場棟 ・所在地 明石市大久保町江井島字谷の堂567 ・委託建物 RC造2階建 延べ面積811.00㎡ 昭和59年築 意匠図（平面図・立面図・断面図・平面詳細図）有、 構造図有、構造計算書無					
6 委託概要		本委託は、少年自然の家における屋内運動場棟の耐震診断、耐震補強計画、評価取得及び補強計画に基づく実施設計業務（構造、付帯する意匠・設備の改修含む）を委託するものである。ただし、耐震診断の結果により耐震補強が不要と判断された場合、耐震補強計画等作業が不要となる業務については設計変更の対象とする。					

7 特記事項
(1) 耐震補強工事の要否を令和4年9月15日までに判定し、本市監督員に書面にて報告すること。書面の作成方法については、本市監督員と協議のうえ決定すること。
(2) 耐震補強工事が必要な場合は、概算工事費を令和4年9月末までに算出し、提出すること。
(3) 耐震補強方法は、計画段階で下記の検討事項について比較検討できる様式で複数案を提出し、市と協議の上、工法を決定するものとする。
《検討事項》
工期・工費・施工性(難易度)・作業スペース・騒音・施工中の建物使用の制約
(仮設計画の検討共)・代替通路の状況・採光・美観(外観)・改修後の空間
(通路幅・高さ)の確保状況・メンテナンス性・既設各設備への影響等とする。
(4) 評価機関については、耐震診断・耐震補強設計業務委託共通仕様書に記載の評価機関のほか、当該建物の耐震診断時の評価機関である一般財団法人日本建築総合試験所も可とする。
(5) 耐震補強工事に係る部分等の既設外壁仕上塗材(下地調整塗材を含む)のアスベスト含有調査(定性・定量分析)を実施し、報告書を作成すること。
(6) 打合せ議事録(電話の内容等も含む)と月間工程表の各当月分を翌月1週間以内に担当者へ持参し進捗状況を説明すること。なお、郵送は認めない。
(7) 十分な工程管理を行い、委託期限までに別紙に記載する成果物を全て提出すること。ただし、本市監督員の内容確認が未済なもの及び本市監督員の指示事項の訂正等が未済のもの等については、成果物として認めない。
(8) 最低制限価格の算出について、その他の業務(アスベスト調査分析、精密調査、評価申請)に係る費用(経費含む)は、直接人件費に含む。
また、諸経費及び技術費等経費を算出する際の費用は、直接人件費に含まない。
以上。

耐震診断・耐震補強設計  
業務委託共通仕様書

目

次

- I. 総則
- II. 診断・補強設計業務の内容
- III. 診断・補強設計業務仕様
- IV. 提出書類

## I. 総 則

### 1. 適用

本共通仕様書は、明石市都市局住宅・建築室営繕課（以下「市」という）が既存鉄筋コンクリート造、既存鉄骨造建物の耐震診断による現有構造耐震指標 Is の確認、目標構造耐震指標を確保するための耐震補強計画の検討・耐震補強設計業務（以下「診断・補強設計業務」という）の委託に適用する。

### 2. 適用範囲

本共通仕様書は、「市」が「診断・補強設計業務」の委託をするにあたって、業務委託を受けた者（以下「受託者」という）が業務を遂行する際に適用する。

なお、特記事項のほかは全て本共通仕様書による。

## II. 診断・補強設計業務の内容

### 1. 調査

- (a) 予備調査
- (b) 1次調査、2次調査、精密調査

### 2. 耐震診断

- (a) 1次診断、2次診断、3次診断
- (b) 耐震診断評価

### 3. 耐震補強計画

- (a) 補強方法・工法の検討（工期・工費・施工性・環境・メンテナンス等）
- (b) 補強効果の確認
- (c) 補強工事費の概算見積（比較検討用・予算算出用）

### 4. 耐震補強設計

- (a) 耐震補強設計（意匠・構造・設備・積算）
- (b) 耐震改修計画評価

## III. 診断・補強設計業務仕様

### 1. 基準図書

診断・補強設計業務は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）によるほか、下記の図書に基づき行う。

#### (a) 鉄筋コンクリート造

- ・既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説 2017年改訂版  
（一財）日本建築防災協会
- ・既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針 同解説 2017年改訂版  
（一財）日本建築防災協会
- ・既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針適用の手引  
2017年改訂版（一財）日本建築防災協会
- ・学校施設の耐震補強マニュアル RC造校舎編 文部科学省

(b) 鉄骨造

- ・耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針
  - ・同解説 2011年改訂版 (一財)日本建築防災協会
- ・学校施設の耐震補強マニュアル S造屋内運動場編 文部科学省
- ・屋内運動場等の耐震性能診断基準

文部科学省大臣官房文教施設企画部

2. 耐震診断計算ソフト

公的機関の評価を受けたものとする。

3. 調査内容 (1)

～ 鉄筋コンクリート造 ～

調査は全て基準図書に基づいて行う。

(a) 予備調査

基準図書の適用の可否を検討する。

(b) 1次調査

設計図書と建物を照合し、調査・試験は、主に第1次診断法による構造耐震指標の算定で必要となる調査項目について実施する。

調査時は、黒板等に調査内容を記入した調査状況写真を全数撮影し、調査図面も作成する。

(c) 2次調査

設計図書と建物を照合し、調査・試験は、主に第2次診断法または第3次診断法による構造耐震指標の算定で必要となる調査項目について実施する。

調査時は、黒板等に調査内容を記入した調査状況写真を全数撮影し、調査図面も作成する。

(d) 精密調査

調査する箇所は、市担当者と協議の上決定すること。

調査箇所の復旧は原則として現状復旧とするが、復旧方法の詳細については市担当者と協議の上決定すること。

① コンクリート強度試験

指定場所から指定本数のコアを採取し、圧縮強度試験を行う。

圧縮強度試験は公共試験場にて行う。

② 中性化試験

上記のコアを利用し、フェノールフタレイン溶液により中性化深さを調査する。中性化試験は公共試験場にて行う。

③ 鉄筋の発錆の確認を行う。

4. 調査内容 (2)

～ 鉄骨造 ～

調査は全て基準図書に基づいて行う。

(a) 基礎・予備調査

基準図書の適用の可否を検討する。

(b) 実態調査

設計図書と建物を照合し、調査箇所、調査部位と内容及び接合部の耐力評価を基準図書に準じて行い、結果を「実態調査用紙」に記入する。

調査時は、黒板等に調査内容を記入した調査状況写真を全数撮影し、調査図面も作成する。

5. 耐震診断

耐震診断は基準図書に基づいて行い、考察を必ず作成する。

耐震診断の評価を取得する。

#### 6. 耐震補強計画

補強による耐震性能の向上の他、補強後の建物の機能性や補強工事の施工性なども考慮した総合的な検討を行い、最も適した補強方法・工法を選定する。

選定した補強方法・工法で目標構造耐震指標値に達したことを確認する。

比較検討・予算算出用の補強工事費の概算見積を作成する。

目標構造耐震指標値等は特記による。特記がなければ次のとおりとする。

- 目標構造耐震指標 ( $I_s$ )  $\geq$  構造耐震判定指標 ( $I_{so}$ ) = 0.7
- 各階の保有水平耐力に係る係数 ( $q$ )  $\geq$  1.0
- $CT \times SD \geq 0.3$

#### 7. 耐震補強設計

耐震改修計画の評価を取得する。

耐震補強設計図（意匠・構造）、仕様書、内訳書（積算書）を作成する。

#### 8. 耐震診断改修計画の評価機関

評価を受ける耐震診断改修計画の評価機関は、(社)文教施設協会 又は (財)兵庫県住宅建築総合センターとし、評価手数料は本委託に含むものとする。ただし、耐震診断については市担当者と別途協議の上、上記の2機関以外でも可とする。

#### 9. 委託業務留意事項

- (a) 現地調査は、必ず事前に市担当者まで連絡し、指示に従い調査を行うこと。
- (b) 現地調査は、受託者の責任者の立会・指導のもとで行うこと。
- (c) 業務遂行に当っては関係官庁等と十分に協議し、市担当者に逐次報告し記録しておくこと。又、市及び施設関係者との間で行われた打合せ事項についても受託者が全て記録し、終了後、併せて速やかに記録したものを市に提出すること。
- (d) 図面サイズは原則 A2 とし、明石市都市局住宅・建築室営繕課様式の図枠を使用し、建築士事務所名、管理建築士の氏名及び建築士登録番号を明記すること。
- (e) 作図は、CAD とする。(JWW 又は DXF 変換の上、CD-RW にて提出のこと)
- (f) 内訳書は、明石市都市局住宅・建築室営繕課の様式とする。
- (g) 受託者は、本調査で知り得た事項、関連資料及び設計の内容を第三者に漏らしてはならない。

#### 10. 資料の貸与

本市が保有する資料（設計図書等）は、資料借用書の作成をもって受託者に無償にて貸与する。ただし、万一資料に損傷を与えた場合には、受託者が責任を持って修復のこと。診断・補強設計業務完了後は、貸借資料の内容を確認し、速やかに返却のこと。

#### 11. 打合せ及び記録

診断・補強設計業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と市担当者は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

#### 1 2. 修補

- (a) 受託者は、市担当者から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
- (b) 受託者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査職員の指示に従うものとする。

#### 1 3. 診断・補強設計業務の成果物

- (a) 成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ市担当者と協議し、承諾を得なければならない。
- (b) 受託者は、成果物（著作物）を引渡し時に、市に無償で譲渡するものとする。

#### 1 4. 検査

- (a) 受託者は、診断・補強設計業務が完了したときは、検査を受けなければならない。
- (b) 受託者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物、打合せ記録、その他検査に必要な資料を準備し、市担当者に提出しておかななければならない。
- (c) 検査職員は、市担当者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - ① 診断・補強設計業務成果物の検査
  - ② 診断・補強設計業務管理状況の検査（診断・補強設計業務の状況について、打合せ記録等により検査を行う。）

### IV. 提出書類

#### 1. 契約後、速やかに提出すべき図書

「契約書に基づく提出書類（委託編）」（総－1～5）

#### 2. 業務完了後

- (a) 「契約書に基づく提出書類（委託編）」（総－6）
- (b) 耐震診断改修計画の評価機関に関する書類
  - ① 耐震診断、耐震改修計画の「評価書」
  - ② 「耐震診断改修計画等評価書の交付について」及び「答申書(写)」
  - ③ 「学校建物耐震診断等概要表」  
（「耐震診断改修計画評価機関」の受付印が押されているもの）
  - ④ 「耐震性能判定表」
  - ⑤ 「チェックリスト」
  - ⑥ 「耐震性能診断調査票」
  - ⑦ 「耐震診断改修計画等評価申込書」（製本されたもの一式）

(「耐震診断改修計画評価機関」の受付印が押されているもの)

⑧ その他、耐震診断改修計画評価機関より受領したもの。

※上記に加え、③～⑥については作成データ一式を CD-RW にて提出のこと。

(c) 耐震診断・耐震補強計画報告書

(該当しない項目については適宜省く事)

- A. 耐震診断・耐震改修計画の「評価書(写)」
- B. 「耐震診断改修計画等評価書の交付について(写)」
- C. 「答申書(写)」
  - 1. 「耐震性能判定表」
  - 2. 「チェックリスト」
  - 3. 「耐震性能診断調査票」
    - a. 「耐震診断改修計画等評価申込書(写)」
    - b. 評価経過報告書

— 表 紙 —

(委託年度・委託名称・対象施設名(棟番号)・受託者名)

— 目 次 —

- 0. 架構のモデル化 及び 出力結果の検討方法
  - 1. 一般事項
  - 2. 建物概要 (附近見取図・配置図・平面図・立面図・断面図  
・構造伏図・軸組図・断面リスト・建物外観写真)
  - 3. 構造設計概要
  - 4. 建物調査結果概要
  - 5. 耐震診断指標
  - 6. 診断結果 (現況・補強)
  - 7. 各部材耐力等 (経年指標・形状指標・第2種構造要素の判定・  
下階壁抜柱の検討・塔屋の検討)
  - 8. グループ耐力集計表 (現況・補強)
  - 9. q - F 図 (現況・補強)
  - 10. 崩壊機構図 (現況・補強)
  - 11. その他の検討
  - 12. 改修要領
  - 13. 耐震診断結果の考察
  - 14. 改修設計の考察
  - 15. 構造計算書 (現況・補強)
  - 16. 各種調査・試験結果資料  
(建物形状、建物の変形、断面寸法、コンクリートのひび割れ、不同沈下、

エキスパンションジョイント、コンクリート強度・中性化深さ試験、鑄鉄筋、調査写真)

#### 17. 打合せ記録

※ 耐震診断・耐震補強計画報告書はA4ハードファイルにより2部作成し、目次、インデックス等により判り易くまとめること。

表紙及び背表紙には下記事項を明記すること。

- ・委託年度
- ・委託名称（棟番号）（対象施設名）
- ・受託者名

#### (d) 耐震補強設計報告書

（該当しない項目については適宜省く事）

1. 補強の方針
2. 補強計画案
3. 補強後の診断結果
4. 補強計画案の考察
5. 補強前後の耐震性能比較図
6. 補強後の各部材耐力（部材リスト・形状指標・経年指標）
7. 補強後のグループ耐力集計表
8. 補強後の  $q - F$  図
9. 補強後の崩壊機構図
10. 補強要領図
11. 各部の設計
12. 構造計算書
13. 補強工事費（関連工事を含む）
14. 打合せ記録

※ 耐震診断報告書はA4ハードファイルにより2部作成し、目次、インデックス等により判り易くまとめること。

表紙及び背表紙には下記事項を明記すること。

- ・委託年度
- ・委託名称
- ・対象施設名（棟番号とも）
- ・受託者名

※ 耐震補強設計は、耐震診断報告書と同一にまとめてもよい。ただし、目次・インデックス等により分かりやすくまとめること。

#### (e) 耐震補強設計図書

「実施設計委託仕様書」の D. 提出図書及び部数 による。

# 実 施 設 計 委 託 仕 様 書

共 通 事 項  
建 築 設 計  
設 備 設 計

目 次

- A. 共 通 事 項
- B. 一 般 營 繕 用 設 計 基 準 図 書
- C. 公 共 住 宅 用 設 計 基 準 図 書
- D. 提 出 図 書 及 ひ 部 数

A. 共 通 事 項	
1. 図 面 サ イ ズ	▶A 1 又はA 2
2. 作 図 方 法	▶C A D
3. 積 算 シ ス テ ム	▶内訳作成は、「営繕積算システムRIBC 2」によるものとする。 作成に必要な費用は、本委託に含むものとする。
4. 照 査	▶作成図面は、担当職員による確認が終了した時点で、担当職員立会いのもと現地照合を行い、不整合が判明した内容については修正を行うこと。 ▶積算図面、積算数量、内訳明細書については、相互間の整合確認を行い、マーカー等にてチェックされたものを成果物として提出のこと。
5. 協 議	▶業務遂行に当たっては、関係官庁等と十分に協議し、担当者に毎回報告の上、協議及び指示の下に内容を充分実施設計に反映させること。
6. 現 場 調 査	▶敷地及び建物等の現場調査を行う場合は、必ず事前に営繕課担当者まで連絡し、原則、立会いのもと現場調査を行うこと。 ▶架空配線はもとより、特に地下埋設物や配管などは、事前に既存図面を確認の上、現地調査に臨むこと（工事時作業エリアや動線等も考慮のこと）。 ▶調査後速やかに、調査図・写真・所見等を取りまとめた現場調査報告書を提出すること。
7. 打 合 せ 記 録	▶打合せ及び協議等を行った時は、必ず打合せ記録を作成し、業務完了時に製本の上、提出のこと（関係諸官庁との協議も含む）。
8. 関 係 法 規 の チ ェ ッ ク	▶本設計に関係する法規は、関連事項を必ずチェックし、表にまとめ提出のこと。
9. 資 料 の 貸 借	▶本設計に関する資料で、本市にて所有する資料は貸借する。但し、借用書を必ず提出のこと。
10. 提 出 書 類 代 行	▶消防法、建築基準法、都市計画法、縣市条例・規則・要綱等に基づく協議及び書類の作成・提出・受領は、本委託に含むものとする。
11. 書 類 提 出 費 用	▶上記の協議、書類提出等に要する費用は、本委託に含むものとする。
12. 第 2 原 図 の 使 用	▶解体工事部分以外の設計図には、原則として第二原図の使用は認めない。
13. 設 計 資 料 の 整 理	▶設計完了後、速やかに営繕課担当者の指示に従い市販A4ハードファイルに設計資料等を整理・ファイリングし、提出のこと。
14. 材 料 等 の 表 現	▶原則として、特定のメーカー及び商品名は記載してはならない。
15. そ の 他	▶設計従事者は、設計内容や資料等について、他人に漏らしてはならない。 ▶当該著作物(成果物)は、引渡時に発注者に無償で譲渡するものとする。 ▶設計完了後であっても、設計の不備・不整合や、杭施工時における杭芯ずれに伴う設計の変更が生じた時などは、原則、無償で設計図書や構造計算等の作成を行い、資料提供するものとする。 ▶さらに、物件の規模や難易度により、設計思想の伝達及び情報共有の必要があると認め、発注者(工事監理者)・設計者・工事受注者による三者会議を実施する場合は、原則、無償で要請に応じること。

## B. 一般営繕用基準図書一覧

### 1. 設計基準図書（各図書は最新版とすること。）

#### 1) 共通図書

- ① 建築基準法
- ② 消防法
- ③ 兵庫県「福祉のまちづくり条例」
- ④ その他関係法令等

#### 2) 建築設計図書

- ① 公共建築協会 「建築工事設計図書作成基準及び参考資料」 [H. 29]
- ② 公共建築協会 「建築設計基準及び同解説」 [H. 18]
- ③ 公共建築協会 「構内舗装・排水設計基準」 [H. 31]
- ④ 公共建築協会 「建築工事標準詳細図」 [H. 28]
- ⑤ 公共建築協会 「公共建築工事標準仕様書」 [H. 31]
- ⑥ 公共建築協会 「建築工事監理指針」 [R. 元]
- ⑦ 公共建築協会 「建築構造設計基準及び参考資料」 [R. 03]
- ⑧ 日本建築学会 「各種構造計算基準・同解説」
- ⑨ 公共建築協会 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」 [H. 08]
- ⑩ 公共建築協会 「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」 [H. 08]
- ⑪ 公共建築協会 「擁壁設計標準図」 [H. 12]
- ⑫ 建築保全センター 「公共建築改修工事標準仕様書」 [H. 31]
- ⑬ 建築保全センター 「建築改修工事監理指針」 [R. 元]
- ⑭ 国営整第151号 「敷地調査共通仕様書」 [R. 04]
- ⑮ 公共建築協会 「建築物解体工事共通仕様書・同解説」 [R. 02]
- ⑯ 日本建築防災協会 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」 [2017]

#### 3) 設備設計図書

- ① 公共建築協会 「建築設備計画基準」 [R. 03]
- ② 公共建築協会 「建築設備設計基準」 [R. 03]
- ③ 公共建築協会 「建築設備設計計算書作成の手引」 [R. 03]
- ④ 公共建築協会 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」 [H. 31]
- ⑤ 公共建築協会 「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」 [H. 31]
- ⑥ 公共建築協会 「電気設備工事監理指針」 [R. 元]
- ⑦ 建築保全センター 「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」 [H. 31]
- ⑧ 公共建築協会 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」 [H. 31]
- ⑨ 公共建築協会 「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」 [H. 31]
- ⑩ 公共建築協会 「機械設備工事監理指針」 [R. 元]
- ⑪ 建築保全センター 「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」 [H. 31]

### 2. 積算基準図書

- ① 建築コスト管理システム研究所 「建築数量積算基準・同解説」 [H. 29]
- ② 建築コスト管理システム研究所 「公共建築工事積算基準」 [H. 31]
- ③ 建築コスト管理システム研究所 「公共建築工事積算基準の解説」 [H. 31]

## C. 公共住宅用基準図書一覧

### 1. 設計基準図書（各図書は最新版とすること。）

#### 1) 共通図書

- ① 建築基準法
- ② 消防法
- ③ 兵庫県「福祉のまちづくり条例」
- ④ その他関係法令等

#### 2) 建築設計図書

- ① 公共建築協会 「建築工事設計図書作成基準及び参考資料」 [H. 29]
- ② 公共建築協会 「建築設計基準及び同解説」 [H. 18]
- ③ 公共建築協会 「構内舗装・排水設計基準」 [H. 31]
- ④ 公共建築協会 「建築工事標準詳細図」 [H. 28]
- ⑤ 公共建築協会 「建築構造設計基準及び参考資料」 [R. 03]
- ⑥ 日本建築学会 「各種構造計算基準・同解説」
- ⑦ 公共建築協会 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」 [H. 08]
- ⑧ 公共建築協会 「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」 [H. 08]
- ⑨ 公共建築協会 「擁壁設計標準図」 [H. 12]
- ⑩ 公共住宅事連協 「公共住宅建設工事共通仕様書」 [R. 元]
- ⑪ 公共住宅事連協 「公共住宅標準詳細設計図集 第4版」
- ⑫ 国営整第151号 「敷地調査共通仕様書」 [R. 04]
- ⑬ 公共建築協会 「建築物解体工事共通仕様書・同解説」 [R. 02]
- ⑭ 日本建築防災協会 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」 [2017]

#### 3) 設備設計図書

- ① 公共建築協会 「建築設備計画基準」 [R. 03]
- ② 公共建築協会 「建築設備設計基準」 [R. 03]
- ③ 公共建築協会 「建築設備設計計算書作成の手引」 [R. 03]
- ④ 公共建築協会 「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」 [H. 31]
- ⑤ 公共建築協会 「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」 [H. 31]

### 2. 積算基準図書

- ① 公共住宅事連協 「公共住宅建築工事積算基準」 [R. 元]
- ② 公共住宅事連協 「公共住宅電気設備工事積算基準」 [R. 元]
- ③ 公共住宅事連協 「公共住宅機械設備工事積算基準」 [R. 元]

## D. 提出図書及び部数（部数は標準とし、委託内容により増減する）

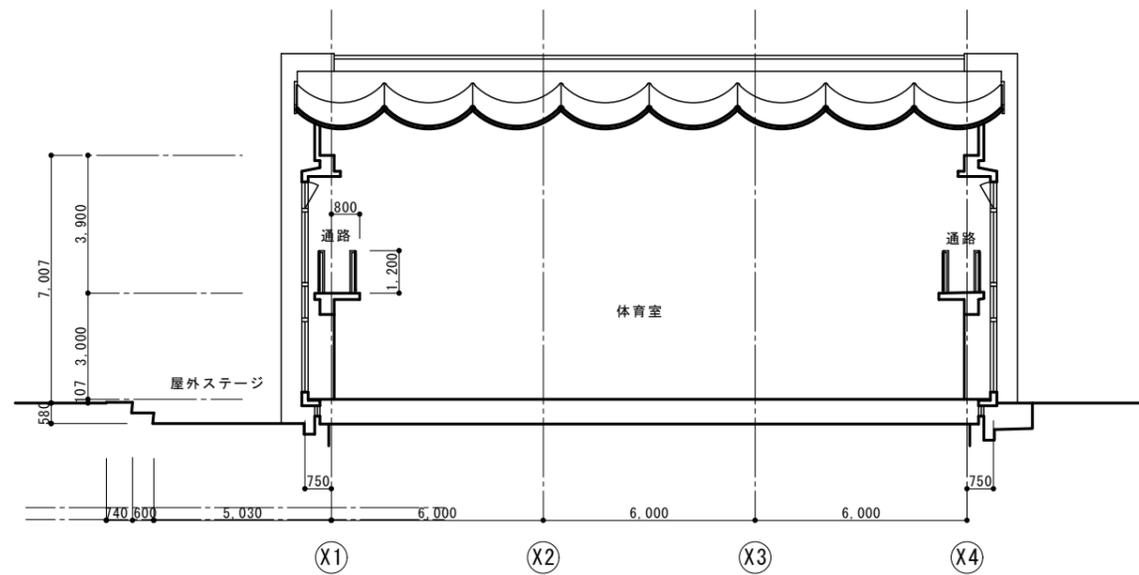
項 目	書 類 名 称	提 出 部 数
1. 設 計 図	① 設計原図 （白焼き・押印） ② CADデータ （JWWデータ、左記以外はDXF）	1式 （A1又はA2） 1式 （CDROM）
2. 計 算 書	① 各種計算書	1式 （A4）
3. 積 算	① 積算計算書及び集計表 ② 積算図面 ③ 3社見積書及び見積比較表	1式 （A4） 1式 （A1又はA2） 1式 （A4）
4. 内 訳 書 及 び 代 価 表	① 内訳明細書 ② 代価表 ③ 内訳明細書データ	1式 （A4） 1式 （A4） 1式 （CDROM）
5. 決 裁 及 び 入 札 用 図 書	① 決裁用設計図 （設計原図をA3で白焼したもの） ② 入札用設計図スキャンデータ （設計原図をPDFデータ化したもの）	1部 （A4ファイル） 1式 （CDROM）
6. 監 理 用 図 書	① 二つ折り製本 ② 縮小二つ折り製本 （製本の合冊・分冊は協議による） ③ 構造計算書製本 ④ 構造計算プログラム入力データ	3部 （A1又はA2） 5部 （A3） 1部 （A4ファイル） 1式 （CDROM） ※④は必要に応じて
7. そ の 他	① 打合せ記録 ② 材料・工法等検討書 ③ 申請、届出及び許認可書 ④ 現場調査報告書 ⑤ その他調査・指示事項記録 ⑥ 申請関係データ（書類・図面等）	1式 （A4） 1式 （A4） 1式 （A4） 1式 （A4） 1式 （A4） 1式 （CDROM）

委託内訳書		課長	担当課長	係長	設計者
設計年度	令和4年度				建築 電気 機械
令和4年6月21日 設計					
委託名称	明石市立少年自然の家屋内運動場棟耐震診断ほか業務委託				
委託料(総額)				業務価格	
名称	数量	単位	単価	金額	
1. 耐震診断・耐震改修設計(構造)					
一般業務直接人件費(診断)	43.2	人			
一般業務直接人件費(構造改修)	24.3	人			
追加業務直接人件費(積算業務)	11.2	人			
小計					
諸経費(耐震)	1	式			
技術料等経費(耐震)	1	式			
小計					
2. その他業務費					
・アスベスト調査分析費	1	式			
計3箇所(外壁・柱・軒裏)					
(1箇所につき定性・定量分析、サンプリング、報告書、高所作業車共)					
・精密調査費(コア・圧縮等6ヶ所、ハツリ1ヶ所、鉄筋探査、報告書共)	1	式			
【評価申請等評価費用(耐震診断改修計画評価用3部・概要版2部・総括書20部)】					
・評価申請用図書作成費	1	式			
・耐震評価手数料(診断+改修)	1	式			
小計					
合計(業務価格)					
消費税相当額	10.0	%			
総額(委託料)					

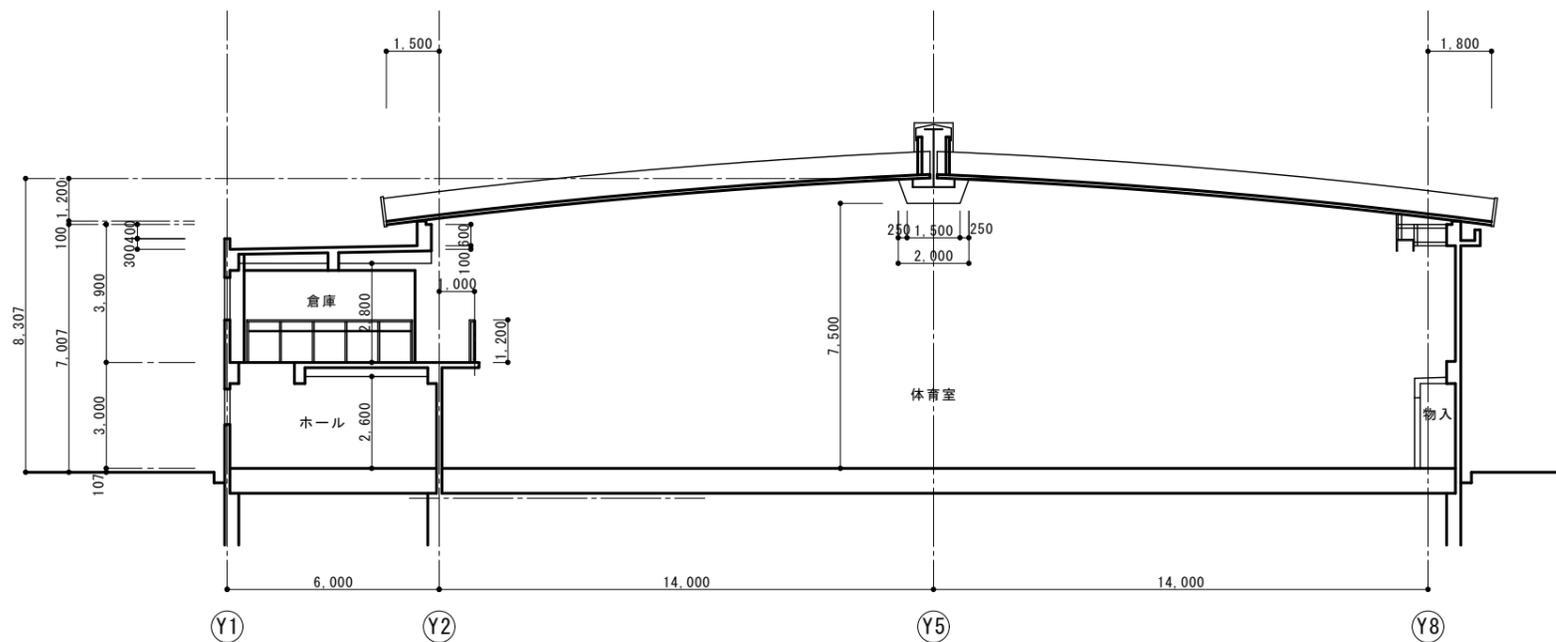




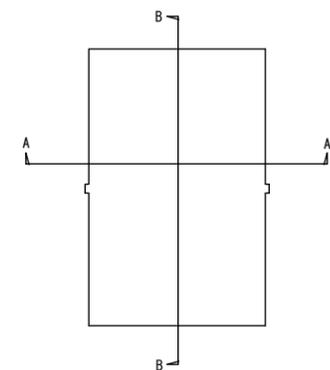




A-A 断面図



B-B 断面図



特記事項	1984・新築					製作年月日	工事名称	少年自然の家(屋内運動場)	内	—
						22年10月 日	図面名称	断面図	縮尺	—
									全業	—

明石市都市整備部建築室営繕課